

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 平成22年3月30日(火)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後4時15分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 山 本 雅 章
委員長職務代理者 石 坂 展 代
委 員 中 原 美 恵
委 員 篠 田 好 造
教 育 長 石 毛 成 昌

4. 出席職員 教 育 次 長 西 崎 勝 則
管 理 部 長 松 本 清
学校教育部長 阿 部 裕
生涯学習部長 須 藤 元 夫
管理部参事兼総務課長 二 通 健 司
生涯学習部参事兼社会教育課長 山 田 清
生涯学習部参事兼
市民文化ホール・中央公民館長 鈴 木 博
財 務 課 長 泉 對 弘 志
施 設 課 長 千々和 祐 司
学 務 課 長 松 田 重 人
指 導 課 長 加 藤 邦 泰
保健体育課長 水 野 平 吾
文 化 課 長 武 藤 三恵子
青少年課長 大 野 栄 一
生涯スポーツ課長 小 泉 秀 俊
東図書館長 米 井 信 一
学校教育部総合教育センター
副所長 柴 崎 秀 逸

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

- 議案第11号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について
議案第12号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
議案第13号 船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市立学校長に対する事務専決規程の一部を改正する訓令について
議案第14号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
議案第15号 船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第16号 船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第17号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第18号 船橋市文化芸術ホール条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第19号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理

報告第1号 職員の任免について

報告第2号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 平成22年第1回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 文教委員会の報告について【資料なし】
- (3) 市立船橋高等学校の海外語学研修について【資料なし】
- (4) 全国学力・学習状況調査について
- (5) 「船橋市小・中・特別支援学校造形作品展」及び「夢を育む虹のコンサート」の実施報告について
- (6) 船橋市社会教育委員からの答申について
- (7) 船橋市公民館運営審議会からの答申について
- (8) 船橋市地域文庫運営費補助金交付規則を廃止する規則について
- (9) 平成22・23年度船橋市体育指導委員の委嘱状交付式について【資料なし】
- (10) その他

6. 議事の内容

【委員長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

それでは、会議録の承認についてお諮りいたします。

2月18日に開催しました教育委員会会議2月定例会及び臨時会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、3名より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

それでは、傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第19号については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案を審議するに当たり、傍聴人に退席願いますことから、同規則第9条の規定により、本日の議事日程の順序を変更することとし、非公開議案を報告事項10の後に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第11号について、総務課、説明をお願いいたします。

【総務課長】

議案第11号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示」につきましてご説明いたします。

資料1ページ、2ページになります。

船橋市教育委員会の公印につきましては、破損により、平成19年度に新たな公印を作成しているため、本来はその時点で既存の公印を廃止するところですが、事前にこの公印を印影した通知書等を各課において使用していたため、廃止をせずに引き続き使用できるようにしておりました。そのため、30ミリ角の公印の個数が2となっております。平成22年3月31日をもって、使用予定期間が満了となることに伴い、破損の公印を廃止し、公印の個数を1とするものでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第11号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について、総務課、説明をお願いいたします。

【総務課長】

議案第12号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。

資料の3ページ以降でございます。

今回は、教育委員会内の2つの部署の組織改正でございます。

資料の5ページの新旧対照表をごらんください。

まず、1点目は、学校教育部保健体育課の安全係と児童・生徒防犯対策室を統合し、新たに児童・生徒防犯安全対策室を設置するものでございます。今までは、保健体育課の安全係と児童・生徒防犯対策室が連携を図って、子供たちの安全のため事務に取り組んでおりましたが、統合することにより、事務効率の向上が図られること、子供たちに対する安全対策と教育の充実がより一層図られることから統合を行うものでございます。なお、この統合によって、保健体育課の事務分掌も変更する必要があることから、資料の7ページの新旧対照表のとおり、新たに事務分掌を変更いたします。

次に、資料の6ページの新旧対照表をごらんください。

2点目の組織改正は、生涯学習部の市民文化ホールの業務係と技術係を廃止するものであります。現在、市民文化ホールの舞台につきましては、改修工事を行っておりますが、今年6月のリニューアルオープン時には、民間業者による運営を行い、担当職員の削減を行いますので、業務係と技術係を廃止し、組織のスリム化を図るものであります。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【石坂委員】

7ページなんですが、新旧対照表がありまして、右側の8番の「学校職員の労働安全衛生に関すること」とあるんですけども、これは安全係がされていたことかと思うんですけども、イメージで申しわけないんですけども、保健係の仕事のような感じがあるんですけども、労働安全衛生とはどういうものなのか、内容を教えてもらえますか。

【総務課長】

いわゆる労安というんですけれども、職員が安全に働けるように委員会を設けまして活動を行っているところであります。保健体育課の保健係といいますと、主に児童生徒の関係が中心となりますので、事務分掌上は安全係のほうになります。

以上でございます。

【委員長】

これは産業医の活動を補助するとか、そういうことではないのですか。

【保健体育課長】

産業医の活動にもかかわっております。保健係の1名も委員として入っておりますが、事務局として中心となって活動しているのは安全係となります。

【委員長】

そのほか何かございますか。

【中原委員】

意図としては防犯対策と学校安全の強化というところでの組織改編だというふうに説明がありましたけれども、人員配置については、これによってどういうふうになるのですか。

【総務課長】

現在、課内室であります児童・生徒防犯対策室、室長がおりまして、その下に係員がいるわけなんです。安全係にも係長がおりますので、統合することによって、係長職1名の削減ができるということと、統合により、事務の補完が課内にできるということで、さらに1名の削減になります。

以上です。

【中原委員】

人員は削減されて、内容は効率化され、強化できるということですか。

【総務課長】

児童・生徒防犯対策室自体が、まだできて4年ほどの組織でございますので、事業を行っていく上で効率化できるという点が見出されましたので、そのようなことから改正を行ったものでございます。

【委員長】

そのほか何かご意見ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第12号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号について、総務課、説明をお願いいたします。

【総務課長】

議案第13号「船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市立学校長に対する事務専決規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

資料は9ページ以降でございます。

労働基準法の改正により、月60時間を超えた法定時間外労働に対して、使用者は割り増し賃金を払うか、割り増し賃金のかわりに代替休暇を与えるか、いずれかの措置を講じなければならなくなりました。現在の規程には、代替休暇の制度の定めがないことから、この制度を加えるべく、規程の一部を変更するものであります。

具体的には、資料の11ページの新旧対照表でございます。

船橋市教育委員会事務決裁規程では、別表第1の人事に関する事項の(1)の文中に、船橋市立学校長に対する事務専決規程では、第3条の文中に「時間外勤務代休時間」をそれぞれ加えるものであります。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第13号「船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市立学校長に対する事務専決規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第13号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

続きまして、議案第14号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」ご説明申し上げます。

16ページの新旧対照表をごらんください。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されまして、平成21年4月1日から国家公務員の勤務時間が1週間当たり40時間から38時間45分へと改定されました。これを受けまして、千葉県におきましても、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間等に関する規則が改正され、平成21年9月1日から学校職員の勤務時間は週38時間45分、1日7時間45分となりました。このことに伴いまして、休暇日時数等の累計方法に変更があるため、服務整理簿の様式を改める必要があります。具体的に申しますと、服務整理簿の累計欄について、分単位まで記載できるようにするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第14号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第14号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

議案第15号「船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料の23ページの新旧対照表をごらんください。

平成19年6月27日に学校教育法が一部改正され、平成20年度から学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、副校長、主幹教諭、指導教諭といった職を置くことができることとなりました。これを受けまして、平成21年4月1日から船橋市立特別支援学校に副校長を配置したところですが、このたび平成22年4月1日から船橋市内の中学校において、主幹教諭を配置することとなりました。このことに伴いまして、職員の職及び職務が追加されるため、船橋市立小学校及び中学校管理規則の文言を改める必要がございます。具体的には、第4条、県費負担教職員の表中に「主幹教諭」という職務を加え、その職務を「校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる」とするものでございます。

また、27ページをごらんください。

第12号様式、組織編制報告書につきましても、同様に主幹教諭の文言を加えることとなりました。

次に、25ページ、26ページ、28ページの新旧対照表について説明いたします。

学校職員の勤務時間が週38時間45分、1日7時間45分になったことに伴いまして、休曜日時数等の累計方法に変更があったため、出勤簿及び職員の勤務状況報告書の様式を改める必要がございます。具体的に申しますと、出勤簿及び職員の勤務状況報告書の累計欄について、分単位まで記載できるようにするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【篠田委員】

主幹教諭とはどういうものなのか、もう少し詳しく説明してもらえませんか。

【学務課長】

新しい職によりまして、校長、副校長、教頭、その下に主幹教諭という、いわゆるピラミッド的な組織をつくる形になります。具体的に申しますと、今まで教頭の役割が非常に多くて、指揮命令系統が非常に不明確だったということがあります。教頭の職務を副校長が一部行いまして、例えばですけれども、副校長が地域の人たちとの校外の対処といった渉外を担当するだとか、PTAを担

当するだとか、地域との連携を主に副校長が行うわけです。そのように組織を分化することによって、教頭の負担を少なくし、また指揮命令系統が明確化することによって、会議数が減り、その分教諭が生徒にかかわる時間を増加させることができると考えています。

【中原委員】

ちょっと確認なんですけれども、23ページの新旧対照表の教頭の欄の上が「(略)」になっているのは、校長が入っているということなのかどうか。校長の部分は、今回の改正に関係がないので、略ということなのか。

続けてですけど、教頭も新旧対照表で差異がないように見られるので、この部分も今回の改正には関係ないということですか。

それから、教諭のところもそうです。つまり新旧対照して、アンダーラインを引いてあるけれど、変化がないように見られるんですけど、表の見方について教えてください。

【学務課長】

新ということの主幹教諭を入れたところがふえたということで、教頭、教諭については、特に変化はございません。

【中原委員】

検討すべきところは主幹教諭の欄のみでよいということでしょうか。

【学務課長】

そうでございます。

【教育長】

表の位置づけが変わったんでしょう。

【委員長】

新設だからそうでしょうね。

【教育長】

教頭と教諭の間に主幹教諭が入ってきたから、位置が変わったということじゃないの。

【学務課長】

位置が変わったということです。

【中原委員】

もう一つ、主幹教諭の職務に関してなんですけれども、「校長及び教頭を助け、命を受けて校務の

一部を整理し」とあるのですが、命は校長及び教頭がすることができるというふうに理解していいのですか。

【学務課長】

校長及び副校長になります。副校長におきましては、校長の権限を一部委任されますので、教頭においては、あくまでも校長を補佐する立場ですので、権限は委任されません。副校長は、校長の権限の一部を委任されますので、それにつきまして、副校長が主幹教諭に指示を出すことができます。

【中原委員】

命ずることができるのは校長及び副校長ということですね。そういう場合でも、こういう書き方をするのであるか。前の文章から「及び」で続いているので、命ずる主体が不明確なような気もするんですけども、このあたりは通常これで混乱はないのでしょうか。

【学務課長】

新しい職務の設置ということで、千葉県の中で初めて主幹教諭が設置されます。葛南管内でも、船橋市が初めてになります。まだ煮詰めていない部分もありますので、今後、学校内でこれを配置することによって、臨機応変に学校経営のやりやすいような形が変わってくる可能性もございます。今後、学校とも連携をとり合いながら、どういう形になっていくのかということを検証しながら、今年度配置しておりますので、今後いろいろな形が変わってくるかもしれませんけれども、推移を見ていきたいと思っております。

【委員長】

文章がわかりにくいということを中原委員はおっしゃっていると思うんですけども、これは県から来た文章そのものなんですか。

【学務課長】

そうです。

【学務課長】

もう一度整理いたしますと、副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。これにつきましては、任意の設置でございまして、どの学校にも必ず置かれる職ではございません。校長から命を受けた範囲で、校務の一部のみずからの権限で処理することができます。校長と教頭の間には置かれる職で、教頭の上司となります。副校長と教頭を併設する学校におきましては、教頭は校長及び副校長を補佐する立場となります。

【委員長】

説明はよくわかるんですけども、例えば文章に、「及び教頭を助け、校長あるいは副校長の命を受けて校務の一部」というふうに誰からの命なのかを具体的に入れればわかるということですよ。そうでないと、誰から命を受けるのか、この文章ではわからないという指摘だと思います。

【中原委員】

副校長は、校長しか命ずる人がいないので、それは省略して、混乱はないかと思うのですが、この場合は、校長と副校長と教頭と3者が文章の前に来ますので、そうすると命ずるという自体がだれなのかということの混乱は起こりやすいかなと思ったのですが、規則の訓令上、通常これでいくということになっているんですね。

【委員長】

これは県のほうというか、この文章、こんなことが出たということをちょっと知らせていただいたほうがいいのではないかと思いますけども、よろしいですか。

一つ、私のほうから、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、1日の労働時間が7時間45分になったという、15分というのは何ですか。

【学務課長】

先ほど申し上げましたように、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されて、国家公務員の労働時間が1週間当たり40時間から38時間45分に改定されたとよるものでございます。

【委員長】

それはわかるんですけども、15分というのはよくわかりません。やはり民間からは逸脱した感覚ですよ。僕らは一応8時間労働を基準にして考えていますのでね。

【篠田委員】

民間でも週40時間ですから、換算すると、1日7時間45分となります。ですから、仕方がないと思います。

【委員長】

僕らの感覚からすると、ちょっとずれているような気もするんですけど。

主幹教諭の件に戻りますが、教頭先生や校長先生は試験がありますよね。この主幹教諭になるのには、資格があるのですか。

【学務課長】

特に校長選考だとか、教頭選考というような資格は特にありません。

【委員長】

そのほかよろしいですか。

それでは、議案第15号「船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第15号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

続きまして、議案第16号「船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

33ページの新旧対照表をごらんください。

先ほど申し上げました船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部改正と同様、主幹教諭を新設することに伴い、職員の職及び職務が追加されるため、文言を改める必要がございます。具体的には、第43条、県費負担教職員の表中に「主幹教諭」という職務を加え、その職務を「校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる」とするものでございます。

次に、34ページ、35ページの新旧対照表について説明いたします。

学校職員の勤務時間が週38時間45分、1日7時間45分となったことに伴いまして、休暇日数等の累計方法に変更があったため、出勤簿の様式を改める必要がございます。具体的には、分単位まで記載できるようにするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【篠田委員】

主幹教諭というのは1名ですか。

【学務課長】

今回は、中学校に2名配置している学校と、1名配置の学校がございます。

【委員長】

そのほか何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第16号「船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第16号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

議案第17号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

船橋市立高等学校管理規則の一部改正につきましては、船橋市教育委員会組織規則第3条第2項の規定により、教育委員会会議の議決を得る必要がございます。

38ページの新旧対照表をごらんください。

初めに、第12条、修学旅行について、海外修学旅行実施時の手続について規則化したものでございます。現在は、3泊4日の日程で京都を中心とした関西方面において国内の修学旅行を実施しております。今後、留学教育コースや外国語教育の充実及び国際理解教育や異文化理解体験等の目的で、海外修学旅行の実施を念頭に置いて、海外修学旅行を伴う場合にあっては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならないとし、国内は届け出、海外につきましては、教育委員会の承認を受けるものとしたしました。

次に、第15条の教科書について、「文部科学大臣」、「文部科学省」及び「するものとする」としての文言の整理を行いました。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【中原委員】

素朴な疑問を教えてほしいんですけども、今、文言上、「採択するものとする」という「するものとする」というふうに変えたとおっしゃったんですけど、先ほどの議案第15号の規則では、「置くものとする」の「ものとする」をとって、「置く」に変えているんですけど、そのあたりはどの筋で決まっているのでしょうか。

【学務課長】

今回、高等学校の管理規則につきましては、県の県立高等学校の管理規則に準じて施行しております。

【中原委員】

先ほどの県費負担教職員だから、県のですよね。先ほどの文言も県に沿って、あんなっているんですね。

【学務課長】

そうでございます。

【委員長】

そのほか何かございますか。

私からも素朴な疑問なんですけれども、文部省が文部科学省になったのは随分昔なんですけれども、その時点で変えていなかったのですか。

【学務課長】

これは本当にお恥ずかしい話で見落としておりました。申しわけございません。

【委員長】

そのほか何かございますか。

【篠田委員】

海外修学旅行の実施するのに、承認が必要となったのには何か理由があるのですか。

【学務課長】

千葉県の県立高等学校の管理規則に準じた取扱いとするものでございます。

【委員長】

そのほかいかがですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第17号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第17号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号について、文化ホール、説明をお願いいたします。

【文化ホール・中央公民館長】

議案第18号「船橋市文化芸術ホール条例施行規則の一部を改正する規則」の改正内容につきましてご説明いたします。

資料は39ページ以降にございます。41ページの新旧対照表をご参照いただければと思います。

右の表中、3の音響設備の欄にありますオープンテープレコーダーにつきましては、設備の老朽化と、ここ10年以上にわたって全く利用がないため、音響設備から抹消するものでございます。

また、表中、4の映写設備として、平成21年度にブルーレイディスクレコーダー及び液晶プロジェクターを購入し、新たに映写設備として利用可能になったことから、その設備及び使用料を新たに加えたものでございます。

なお、この設備使用料の算定に当たりましては、購入価格及び耐用年数、さらに年間の利用予想回数等で割り返した上、現在の16ミリ映写機の使用料などを参考といたしまして、それぞれブルーレイディスクレコーダーにつきましては1回当たり1,000円、液晶プロジェクターにつきましては1回当たり4,000円としたものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第18号「船橋市文化芸術ホール条例施行規則の一部を改正する規則について」

を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第18号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理の報告に入ります。

初めに、報告第1号について、総務課、報告をお願いいたします。

【総務課長】

報告第1号「職員の任免について」ご報告いたします。

資料は、別冊で配付いたしました資料の1ページから5ページでございます。

平成22年4月1日付の事務局職員及び教育機関の職員の任免について、本来、主幹職以上及び教育機関の長の任免に当たっては、教育委員会会議において議決を得るものでございますが、市長事務部局の内示日程等の関係で、会議を招集するいとまがないことから、船橋市教育委員会組織規則第3条の2の規定による臨時代理により、次のとおり決定したので、ご報告いたします。

まず、1としまして、平成22年3月31日付で定年退職する職員でございます。管理部長を含め16名でございます。

次に、2といたしまして、平成22年3月31日付で勸奨退職する職員でございます。保健体育課児童・生徒防犯対策室長でございます。

次に、3としまして、平成22年4月1日付で県費負担教職員等として任用されるため、平成22年3月31日で退職する職員でございます。学校教育部参事（総合教育センター所長事務取扱）福田衛、以下9名でございます。

次に、4としまして、平成22年4月1日付で市長事務部局へ出向する職員でございます。施設課主幹（施設課長補佐事務取扱）の平野泰生が農水産課長へ、保健体育課主幹（保健体育課長補佐事務取扱）の野坂光司が保健所保健予防課長へ出向いたします。

次に、5としまして、平成22年4月1日付で昇任、または配置換えする職員でございます。総合教育センター教育支援室主幹の村松文男が総合教育センター主幹へ、以下8名でございます。資料をご参照ください。

次に、6としまして、平成22年4月1日付で市長事務部局から転任する職員でございます。石井雅雄市長公室参事（防災課長事務取扱）が管理部長へ、以下13名が転任となります。

次に、7としまして、平成22年4月1日付で県費負担教職員等から任用する職員でございます。魚地道雄南本町小学校長が学校教育部参事（総合教育センター所長事務取扱）へ、以下、資料にございます職員が県費負担教職員から教育委員会のほうで任用する職員でございます。

次に、8でございます。平成22年3月31日付で非常勤一般職として公民館長を務めていた者

が2名退職いたします。夏見公民館長及び習志野台公民館長でございます。

最後に、9としまして、平成22年4月1日付で非常勤一般職の公民館長として任用するものがございます。夏見公民館長及び浜町公民館長でございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告第2号について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

報告第2号「県費負担教職員の任免に関する内申について」でございます。

資料は49ページからになります。

概要を報告いたします。

平成21年度末の管理職の異動の特徴ですが、教頭登用の年齢の上限が57歳に達している者が12名、市教委等に在籍している57歳以上の校長経験者が9名おりましたが、退職者が33名おりましたので、55歳以下の年齢の若い新任校長につきましても、12名配置することができました。また、副校長ですが、船橋中学校に副校長を1名配置いたしました。

女性管理職ですが、21年度末で4名の女性校長が退職いたしますが、新任及び再任の校長を3名配置いたします。また、女性教頭につきましても、2名を市の教育委員会が、1名が校長として昇進しますが、新たに4名の教頭を、いたしました。以上のことから、女性管理職につきましても、校長、教頭、合計で19名となりまして、本年度と同数でございます。

以上です。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項1について、管理部、報告をお願いいたします。

【管理部長】

平成22年第1回船橋市議会定例会のご報告をいたします。

別冊資料の7ページから18ページでございます。

初めに、修正・訂正がございますので、訂正をお願いいたします。

初めに、9ページ、(5)学校教育について、佐々木克敏議員、主意通告はございましたけれども、当日、質問を取り下げましたので、削除といいますが、質問はございませんでした。

(6)小学校、児童数の減少、佐藤新三郎議員なんですけれども、学校教育部の欄に出ておりますけれども、管理部で答弁いたしました。

(7)船橋市教育振興ビジョン・基本計画について、中沢学議員、質問主意では教育ビジョン基本計画ですけれども、細部にわたって修正がございますので、1枚お配りしてある船橋市教育振興ビジョン基本計画について、中沢学議員、 から までのやつに差しかえをお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

第1回定例会の日程につきましては、2月25日木曜日に開会、30日間の会期により開催されて、3月26日、先週の金曜日に閉会いたしました。

初めに、先月の教育委員会定例会議2月において議決されました平成20年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び評価に関する報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、議会へ提出しましたことを報告いたします。

審議日程の順に報告いたします。

2月25日木曜日の開会日には、開会に先立ちまして、平成21年10月1日に教育委員に再任されました中原美恵委員に議場にお越しいただきまして、藤代市長から市議会に紹介されました。

続いて、開会の後、市長が市政執行方針を述べ、市長就任以来、「市民に開かれた清潔な市政」を基本とし、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を目指し、施策を推進してまいりましたが、引き続き変わることなく、60万人を超える多くの市民が暮らす船橋の未来を築いていくリーダーとして、安定した市政運営に努める所存である旨として、22年度における本市のまちづくりについての方針を述べました。続きまして、市長から本議会に上程した提案趣旨についての説明が行われました。

一般質疑が、3月5日金曜日から3月12日金曜日までの土・日を除く6日間で行われました。

3月10日、橋本和子議員から教育委員会についての質問がございました。別紙答弁内容につきましては、15ページのとおりでございます。中央教育審議会が指摘する教育委員会の問題点及び問題点の要因を受けての教育委員会改革の必要性につきまして、船橋の教育に示した教育委員会の充実に基づき改善を加えること、さらに研修を深めること、各教育現場の実情について理解を深めるための手だてを工夫し、教育委員会の存在意義を高めるよう努力する旨、教育長から答弁いたしました。これが15ページでございます。

また、再質問といたしまして、本市教育課程はどこで決定しているのか及び卒業証書の日付変更について、なぜ重要事項として教育委員会会議で報告しなかったのか、また教育委員会組織規則に定める専決事項のうち、教育委員会会議において報告が必要なものとはどのようなことで、必要で

ないものとはどのようなことかとの質問に対しまして、学習指導要領及び教育委員会が定める基準により、校長が定める。教育委員会組織規則に定める議決事項にも専決事項にも該当しない案件なので、教育委員会会議での報告事項としては触れず、教育委員会会議の開会前や、各委員に直接連絡をとり、協議し、適時報告している。教育長の専決事項に該当する案件の場合には、その重要性等を考慮し、教育委員の皆様へ報告している旨を教育次長から17ページのとおり答弁いたしました。

そのほか、教育委員会に関する質疑の概要につきましては、資料7ページから11ページでお示ししたとおりでございます。

次に、3月16日火曜日、文教委員会が開催されました。請願第1号「教育予算の増額等に関する請願」につきまして審議され、不採択となりました。また、21年第3回定例会において採択されました「市立体育施設の月曜開館・開園に関する陳情」につきまして、議長あてに、市議会において月曜日及び祝日の翌日に早期に開館・開園するよう市長及び関係部局への働きかけをお願いしたい旨の要望書が提出されたため、どのような取り組みをしているのかの説明をいたしました。

3月17日水曜日から予算特別委員会が開かれ、教育費につきましては19日金曜日に質疑が行われ、23日火曜日に本委員会において採決が行われました。

結果として、議案第1号「平成22年度船橋市一般会計予算」及び議案第12号「平成21年度船橋市一般会計補正予算」につきましては、審査の結果、可決となりました。

3月26日金曜日の最終日には、本議会に上程されましたすべての案件を採択し、閉会となりました。

なお、教育委員会に関する議案の議決結果につきましては、資料に掲載しているとおりでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【中原委員】

子供たちの置かれている状況とか、教育をどう改善していけばいいかということについて関心を持っていただいているし、ご支援もいただいているということはありがたいことだなというふうに思いますし、特に教育委員会のあり方そのものについてもご指摘いただいた、要望をいただいたということについては、私たちが真摯に受けとめていかなければいけないなと思いました。

【委員長】

そのほかいかがですか。

【篠田委員】

教育委員会が指摘されている問題点の中に、地域住民の意向を十分に反映したものとなっております。

ず、教育関係者の意向に沿って教育行政を行う傾向が強いとあります。私たちも教育に関して素人ですので、教育関係者やPTAの方々から教育に関する問題についてお話しを伺った場合、どこまで理解できるか分かりませんが、そのような方々と話をする機会をもっと増やす必要があるのではないかと感じました。

【委員長】

中央教育審議会の指摘というのも、本当にどれもこれも思い当たることばかりといえますか、やはり我々もこういう指摘を謙虚に受けとめてこたえないといけないなというのは本当に思います。

【石坂委員】

今、委員長を初め皆さんが言われたとおりのことなんですけれども、私が教育委員をやらせていただいて、1年以上たちますけれども、指摘されている問題点の中に、地域住民の意向を十分に反映したものとなっていないとか、いろいろありますけれども、教育委員会の中も一つ一つ変わってきていると思います。本当に少しずつで、なかなか目には見えないと思うんですけれども、教育委員会として、私たち委員も、事務局の方々も少しずつでも良くなるように努力していることも理解していただけたらいいかなと思います。

【委員長】

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項2について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

文教委員会の報告について、資料はございません。入学期日及び卒業期日の取扱いにつきまして、臨時の文教常任委員会が去る2月17日に開催されましたので、内容等についてご報告いたします。

文教委員長から「市内の小・中学校のある校長から、文教委員あてに卒業証書の発行期日に関して善処願いたいという内容の手紙があり、このことについて協議する必要性があるとの委員があり、また卒業期日も迫っていることから、急遽このことについて委員会を開会することとした」との話がございました。

また、委員会開会に当たり、委員には、今回の取り扱いについて、日ごろから親しくしている市内の小・中学校の校長にご意見を伺っていただくよう事前をお願いしていたと。その結果、回答していただいた校長が15人、そのうち教育委員会からの通達どおり行うことでよいと考える方が15人、従来どおりのやり方で行ったほうがよいと考えている方はゼロであったとの報告がありました。

その後、事前に理事者説明に盛り込んでもらいたいという事項として、今回の通知文を出すに至った経緯、それからこのことに対する校長先生たちとの話し合いはどうなっていたのか、卒業証書の期日が3月31日になることについて、保護者への説明は行ったのかとの事項がありましたので、それらにつきまして、私のほうから説明申し上げました。

その後、質疑に移りまして、各委員より、以下のような意見が出されました。

卒業証書の日がちが変わるということは大きなことだと思うので、事務局や校長会の中だけで話し合うだけでなく、教育委員の中で話し合うべきではなかったか。

各学校の校長の自主的な判断というものを尊重されなければいけないというところがあると思う。各校長が自主的な判断ができないようなことが起こっては、校長の自由な教育の決め方、やり方が阻害されないか心配だ。

通知文が出た後に、意見がありますかと言っても、出てしまった後で、出されたら、従うしかないだろうという感じなのではないか。

日付をどちらにするか、各校の自主性に任せるべきだったのではないか。

卒業式とか、入学式は、それぞれの式としての思い入れがあるわけだから、別に無理に一致させなくてもよろしいのではないか。

来年度以降、教育委員会として各校の自主性を日付について認めるのですか。納得されていない校長もいるわけなので、少なくとも来年度においても、年度途中で引き続き議論をされてほしい。

この問題について、教育委員会内部できちんと議論とか、判断をされてほしいと思う。本来は、教育委員会の定例会で話すべきだった。

卒業証書の日付をどうするかということは、極めて教育的な営みだと思う。校長、または各学校がまさに教育的観点から施行するのが適当だと判断した場合は、教育委員会としても、その判断を尊重すべきではないかなどの質疑等がなされました。

これに対しまして、教育委員会としましては、在籍関係がはっきりするように、しっかりと法的根拠や実例に基づいて、書類上、日付を整えていくほうが、いろいろなことが起こったときに対応の自由度が増して、事務上、よりよいのではないかとということを基本的には申し述べました。

最後に、文教委員長の方から、教育委員会の思いと校長先生方のコミュニケーション不足があるのではないかと疑念が残る。変更の理由を通知文の中だけにとどめてあったり、事前の協議が十分でないということは指摘せざるを得ない。今後は、何か新しいことが出てきたときに、校長の思いと教育委員会の思いを十分説明して、協議していただくように切にお願いすると述べられ、終了いたしました。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見がございましたら。

【篠田委員】

日付の問題は、3月31日にしないと、例えば3月20日で卒業したことになる、空白の10日間ができてしまうということがあると思うんです。現実的には3月31日をもって卒業ということが正しいんですけども、心情的なものが確かにあるのでしょうか。ただ卒業証書の文面を変えるということは実際無理な話だと思うんですが、何か検討していかなくてはいけないのかなという気はしますけれども、どうでしょうか。

【委員長】

いかがですか。

私は、総論の部分で文教委員長が言われていた、教育委員会と校長の意思疎通がというのは正しいと思うんですけども、卒業証書の日付が3月31日というのは、当たり前のことだと思っています。各論的には騒ぎ立てることはないと思うのですが、これをきっかけに、もう少し教育委員会と校長との意思疎通を図る必要があるというのは確かにそのとおりだと考えます。

いかがですか。

【篠田委員】

基本的には3月31日がいいと思います。

【委員長】

校長先生の専決事項であるとか、そういう話ではないのではないかというふうに私は考えております。

【教育長】

委員さん方にも説明申し上げたのですが、校長の自由度とか、いろいろな議論があったんですけど、そもそも教育委員会の事務局内で検討に入ったのはなぜかというところが、私どもの説明不足だったのかもしれませんが、もともと不都合を感じた校長先生、習志野台中の問題なんですが、それで検討の余地はないかという、学校現場からの意を受けて、検討に入ったということです。そのところをもう少し私どものほうで強調したほうがよかったのかなと思いますけれども、何か通知だけのところがひとり歩きして、教育委員会からの一方的な通知のようにとられたのかなという気がしないでもなかったです。

それで、船橋市教育委員会も慣例的に卒業式の日取りが卒業証書の日付けであったり、あるいは指導要録の日付けであったりしていて、問題がなかったわけですが、そういう学校現場からの疑問の声を受けて法的根拠から検討に入っていたところ、実態としては、まだ慣例でやっている市町村のほうが多いんですね。ただ、最近、徐々に政令市、あるいは中核市の動向を見ていると、法的根拠をもとにした3月31日となっているところもふえてきているという実態を踏まえて、事務局として通知を出したわけですけども、そもそもどうしてそういうふうになってきたのかという説明をもう少ししたほうがよかったのかなと。一方的に教育委員会からの通知みたいな形が強調され過ぎたのかなという、そういう反省は私は思っております。

【委員長】

もともと卒業証書の日付けは3月31日であるべきものなんです。本当はもっと前からそうしておかなければいけなかったかもしれないので、今回気がついたので、変えますということで、いいのではないかなと私は思いますけどね。これに関しては余り問題として大きくないように思うんで

すけれども、いかがですか。

【中原委員】

卒業証書が、公的な文書として発行されるという考え方であれば、今の見解に全く議論の余地はないと思うのですが、卒業式という式典に伴う、教育活動に伴う卒業証書という観念的位置づけみたいなものが今まではあって、そのところでどうも校長が裁量できるのではないかとか、教育的にはこういうふうな判断は校長がしていいのではないかというふうになっていっているような気が議論を聞いていてするんです。そのあたりは、公的文書としての卒業証書という位置づけで、これは間違いないのですか。例えば二本立てにするとかいうことは可能なのか。式典用の卒業証書というのがあり得るのかどうか、そのあたりはどうですかね。とことん検討するとすれば、船橋市として独自にそういう方向があり得るかどうか。公的文書としては3月31日でこれは揺るぎないことですので、そのあたりはどうなんですか。

【篠田委員】

卒業証書は3月31日、これは証書ということだから、変えられないのではないですか。

【教育次長】

卒業証書につきましては、既に管理規則の中で位置づけておりますので、まさにこれは公的な文書です。それと、卒業証書授与式につきましては、あくまでも学校行事の一環として位置づけられておりますので、これにつきましては、もちろん校長の判断でとり行われると。ですから、卒業証書授与式の日にと卒業証書の日付は一致しなくてもいいと。

【中原委員】

この件に関して議論したときは、そういう理解でしたし、それは検討するしないということではないという判断だったんですけれども、その辺をきちんと説明していったらいいと思います。

【委員長】

昔は卒業式とよく書いていたけれども、今は卒業証書授与式になっているんです。卒業式にしたほうがいいんじゃないですかね、卒業証書授与式だと今日の日付みたいな感じだけれども、卒業式であれば、別に。いつから卒業式が卒業証書授与式になったんですかね。

【中原委員】

もらう子供の立場でいくと、授与式の日をちゃんと先生が言ってくださるほうがもちろんぴったりします。

【委員長】

卒業式にすればいいんですよ。この前、すごく違和感があったんです。卒業証書授与式というと

何か、卒業式というと、全体的な式の雰囲気、荘厳な印象があると思うんですけど、卒業証書授与式だと、ただ渡しているだけというような感じで。いつから卒業証書授与式になったのですか。

【教育長】

私も83校、全部は知らないんですけども、私が船橋中学校長のときは卒業式でしたね。今の校長は卒業証書授与式に変えたというふうに伺っていますが、私はどちらでもいいと思うんですけども、いわゆる学校行事、先ほど教育次長が説明しましたけれども、例えば運動会にしようが、運動競技会にしようが、スポーツ大会にしようが、内容はほとんど変わらないんですけども、それは行事を施行する校長先生の権限ですから、教育委員会がどうこう言うわけではないんですけども、先ほど中原委員からありましたように、卒業証書なるものは公文書ですね。そして、そこには、先ほど教育課程とおっしゃいましたけれども、課程の修了ですね。課程の修了というのは、前にも説明しましたが、学校教育法施行規則で学年の終わり、しかも間を抜いちゃいけないと。さっき篠田委員がおっしゃったような、空白の期間をつくってはいけないという注意書きもしてあります。

あくまでも公的文書ととらえないと、個人に与える卒業資格ということからすると、何か運動会の賞状とはちょっと違う、重みが違うと思いますので、小学校の卒業証書と中学校の卒業証書は、資格の上でもちろん違うように、中学校の卒業証書をいただくということは、翌日の4月1日から社会人として活動できる年齢なんですね。ですから、一つ一つの意味を考えていくと、やはり卒業証書というのは重みがあるというふうに私は解釈するのが一番いいのかなというふうに思いますけれども、いろいろなお時世ですから、お考えを持つ方もおられると思いますけれども、私はそういうふうにするべきだと思います。

【篠田委員】

正式なものは3月31日でいいと思います。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項3について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

資料はございません。市立船橋高等学校の海外語学研修実施についての報告でございます。

市立船橋高等学校の普通科の留学教育コースの海外語学研修につきましては、例年7月中旬から3週間の日程で、南オーストラリア州アデレードの公立高校3校の協力を得て実施しているところでしたが、今年度は新型インフルエンザの発症の影響を受けまして、研修の実施を見送っていたところですが、海外語学研修は、留学教育コース最大の行事でございまして、保護者及び生徒からも違った形での実施の要望や、新型インフルエンザの沈静等もございまして、規模を縮小しまして、平成22年3月12日から3月26日までの15日間、南オーストラリア州アデレードのマレーブリッジ高校において、生徒10名、引率教諭2名で研修を実施してまいりました。夏時間の中で短期間ながらも、有意義な語学研修ができ、生徒、保護者とも実施できたことについて大変

感謝していると聞いております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項4について、指導課、報告をお願いいたします。

【指導課長】

それでは、恐れ入ります、資料の57ページをお開きください。

平成22年度全国学力・学習状況調査の実施について報告させていただきます。

調査につきましては、平成19年度から全国で行われておりまして、21年度は3年目になりました。22年度、4年目に入るところで、民主党の事業仕分けがございまして、それまでは全国で行っていましたが、抽出という方法に変わりました。

57ページ、資料の下のほうをごらんください。昨年度までとの変更点ということで、今、簡単にお話しさせていただきました内容を記してございます。それによりまして、文部科学省から、抽出を希望するところについては、問題を文部科学省から送付するという内容のものが昨年11月に参りましたので、船橋市では全校で調査するという回答を行いました。

また、57ページに戻らせていただきますが、調査の目的としましては、そこに2つ点で書いてありますように、この調査を行うことによって、船橋市内に在籍する児童生徒の学力状況を把握して、今後、さらによりよい指導を行うことで、子供たちをさらに伸ばしていきたいという大きなねらいでございます。

平成22年度は、実施日が4月20日火曜日になります。

調査対象の学年は、小学校は6年生、中学校が3年生でございます。

調査事項、(1)から(3)まで記してございますが、その内容につきましては、恐れ入ります、教育委員さんのお手元に封筒を用意させていただいたかと思えます。この中に、教科に対する調査のもの、それから質問紙調査の内容、学校に対する質問紙調査の内容が入れてございますので、恐れ入りますが、それをごらんになっていただきたいと思います。

それから、採点集計ですが、文科省からの抽出対象学校につきましては、文部科学省の委託先が行うことになっております。また、抽出対象外の学校につきましては、各学校をお願いするということで、既に2月24日に校長会議を開きまして、その席上でお願いしてございます。

資料をめくっていただいて58ページに各学校の今後の予定、調査に関する今後の予定を記して

おきましたので、資料をごらんいただければと思います。よろしくお願いたします。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【篠田委員】

船橋は全校ということで。

【指導課長】

そうです。

【篠田委員】

よく新聞等で公表のことが取りざたされることがありますけれども、船橋市ではどういう形ですか。

【指導課長】

船橋市では、よく話に上りますが、無用な競争を避けるというようなことが言われますが、そのスタンスを船橋市でもとっておりまして、各学校にはそれぞれ学校の状況をお知らせしていますが、市内全校の状況をお知らせしたりということはしておりません。

【委員長】

そのほか何かございますか。

【中原委員】

昨年までとの変更点の最後の部分に、採点・集計は設置者がみずからの責任と費用負担で行うというふうにありますけれども、具体的にはどういうことですか。

【指導課長】

この費用負担につきましては、船橋市で予算化ができませんでしたので、先ほどもちょっとお話ししましたが、採点・集計につきましては、各学校にお願いしてございます。各学校から上がってきたものを教育委員会のほうでコンピューター処理して、また結果を各学校のほうに戻すというふうな形を今考えております。

【中原委員】

具体的には、各学校が手作業で採点をすると。

【指導課長】

そうです。

【中原委員】

その結果を集約して分析するというのを教育委員会のほうでやると。

【指導課長】

そうです。

【石坂委員】

同じような質問ですけども、先生方が採点されるのですか。

【指導課長】

先ほどもお話ししましたが、2月23日に校長先生方をお願いしておりますので、細かいやり方については、各学校ごとに異なってくるかとは思いますが、校長先生には学校のほうで採点処理をお願いしますということになっております。

【石坂委員】

集計結果まで半年ぐらいかかるような予定で、これは長くないですか。

【指導課長】

そうなのですが、例年、今まで3年間で全国一斉に調査して、処理して、返ってくるのは、夏休みが終わるころなんです。ですから、今回につきましても、それに沿って、計画を組みまして、要するに国から抽出を受けて実施する学校もございませう。その学校の数字が返ってくるのが多分夏休み明けぐらいになりますので、それまでに抽出されていない学校、要するに船橋で希望している学校につきましても、各学校で採点処理していただくような計画を今組んでおります。

【石坂委員】

結果を受けて、その課題とかを分析するのにまた時間がかかりますよね、そうするとそれに対して動きが出るのはいつぐらいなんですか。

【指導課長】

夏休みに結果を回収するようになっておりますので、それ以降になってしまいます。ただ、平成22年度につきましても、回答用紙を学校で採点する学校につきましても、回答用紙を全部学校で保管して処理していきますので、その中で一応夏休み明けに結果提出を依頼しておりますが、個々の結果については、採点の仕方によっては、もっと早い時期に出すことも可能ですし、それに基づいて子供たちに指導を加えていくことも可能になってくると。これにつきましても、やっぱり学校の授業がございませうので、そこについては、教育委員会ではこうしろというふうな指示はしており

ません。学校に任せております。

【学校教育部長】

学力テストにつきましては、何か一つの新たな仕事に加わってしまって、多忙化が推進されるのではないかと、そういうような論が一方にあることは十分承知しておりますけれども、我々は児童生徒の実態を把握するということは、教育の基本だというふうに考えております。児童生徒の実態を知るために、現場ではたくさんの小テストやワークテストや、いろいろなことをやっております。それで、担任はそれを授業改善に生かしているわけです。

全国学力・学習状況調査につきましては、学力テストの部分に視点が行きますけど、学習状況調査という家庭での生活とか、家庭生活のいろいろな部分ですね、そのような部分も調査に含まれておりまして、そういうものは各学校のほうですぐにそれを見ることもできます。そして、それをあすからの授業改善に役立てていくということは当然あります。そして、毎年積み重ねていくわけですから、去年こうだった、今年こうだったというようなことの比較の中で、さらにもうちょっと取り組んでいこうとか、各学校によって特色がございますので、改善にも利用していけると考えております。

そして、全国的なレベルのこと、県のレベルのこと、市のレベルのこと、そういうものを学校が比較対象として知ることによって、自分の学校はもうちょっとこういう部分を頑張ろうとか、そういうようなことも知っておくことは、教育に携わる者として、非常に役に立つと考えております。市教育委員会としても、本市の児童生徒の実態等を把握し、教育施策の中に読書活動を入れようとか、早寝早起き朝ごはんを入れようとか、もうちょっとここを強くしようというような改善に役立てることもできます。そして、またそれが学校では、学校長の学校経営の中でも改善に役立てることが可能になると考えております。

また、各学級担任は、その調査結果をすぐそれがあすからの授業改善にというふうな部分とちょっと違う部分で、自分のクラスの子供の実態はどうなんだろう。小学校6年生については、1年生から5年生までの部分が全部テストの範囲に入るわけですから、こういう点が弱いとか、いろいろ活用することができるわけです。そういう観点で、全国的にも抽出学校以外にも、各市町村教委が積極的にみずから手を挙げている市が非常に多くなったと考えております。

採点・集計等につきましては、確かに自分たちでやらなければいけないという部分については、確かにそのとおりで、仕事がふえたと言われれば、確かにふえたんですけど、そういう部分についても、それによって得られるもので役立つという部分で考えて、ご協力いただけるのではないかと。校長先生一人一人の面接を全部行う中で、3年間やって、学校経営の改善に役立っているというふうなお話もいただいておりますところで、私どものほうは、部内で検討いたしまして、やっていこうということになったわけでございます。教員の負担増といった面が強調されるような感じなんですけど、そうでないというふうな意見を校長先生との面接の中で随分受け取っておりますので、その点はちょっとお伝えしておきたいなと思います。

【中原委員】

今、部長が言われたことはすごく大切に、そういうことが担当するクラス担任まできちんと通っていくのかどうかというあたりが、校長先生方を含めて、これからしていかなければいけないことかなというふうに思います。子供たちも調査を受けるのが負担というだけではなく、それがいかに自分たちの教育活動の中に反映されて、意味のあるものになっていくかというあたりのところも、受け手としてもきちんと認識していくことが重要かなと思いますので、そのあたりが教育委員会としてはとても大事な仕事なのではないかなと今お話を聞きながら感じました。感触としては、校長先生方は、その辺は理解されているというふうに思っていますか。

【学校教育部長】

校長先生は、そういう感想をお持ちです。また、我々も、一般の先生方と全員会っているわけではございませんけれども、会う中で、うちのクラスはちょっとこういうところが落ちているのでというような会話は結構出てきますので、先生方も中には全然こういうのはよくないことだとおっしゃる方もおいでになりますけど、大多数の方のご理解はいただけるのではないかなと思っておりません。

【委員長】

私も、船橋は全校やってくれるということで良かったと思っています。抽出校だけでやるのだったら、ぜひ全校でやってほしいという強い要望を出したいなというふうに思っていたんですけども、これで大事なことは、その結果をどうフィードバックするかという、その議論が一番大切で、もっとでかい話になっちゃうんですけども、地域の点数競争になって何が悪いと私は思うんです。点数で競争になることが、そういうものだということを皆がわからないといけない世の中になっているような気がするんです。

私は新聞発表はする必要はないと思いますけれども、各校の点数を市の中でも、我々に教えてもらってもしょうがないかもしれないけれども、やっぱり全部出すべきだと思うんです。これは例えば沖縄が秋田に視察に行ったように、点数の低かった学校は点数の高い学校にどういう取り組みをしているのかを教えてもらうとか、先生方もそういうふうなことを各論的にもやるべきではないかなというふうに思いますので、教育委員会の上だけで把握するのではなくて、もうちょっと学校ぐらいいまでは知らせるべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。それはできないのですか。

【指導課長】

今、例えば成績の低い学校が成績の高い学校にノウハウをというお話がありましたけれども、それについては、船橋市の教育委員会では、例えば研究校を指定して、積極的に指導の仕方についても研究してもらって、毎年冊子をつくってもらって、それを各学校に配布して、その中に書いてあるものを参考にしながら、各学校でも進んでいる指導については、自分の学校で取り入れていく。そのような形のものも取り組んでおりますので、各学校の成績をぱっと出して云々ということよりも、子供たち一人一人をその学校の担当している先生方がよく把握して、その子その子に応じた取

り組み方を指導していくことがいいのではないかというふうに考えております。

【中原委員】

先ほど学校教育部長も学力・学習状況調査だということを強調されていましたが、そこがとても大事なので、内容をいかにきちんと分析していくかということと、それから数字はやはり発表すると、ひとり歩きをしますので、数字の扱いと公開に関しては十分検討していく必要があるかなというふうに思います。先ほど採点を教員がするという件をお尋ねしましたけれども、その件は、この情報を扱う人がふえればふえるほど、ある意味、数字が埋もれるとか、ひとり歩きするとか、そういう弊害が起こり得るということだと思あるので、そんな点についても、まずはきちっと管理していき、検討して、分析して、きちっと検討して公開していくというようなことが重要だというふうに思います。

【委員長】

私は、漏れても構わないと思っています。本人とか、学校で、努力した結果ですから、他の学校との位置づけがどうなっているかというのがわからなかったら、本当に意味がない。それこそこれだけお金をかけてやっている意味がないんじゃないかなと思うんですけれども、個人情報とか、いろいろなものがあるんでしょうけれども、そういうのに何か萎縮して、縛られてやっているから、変な形になってしまうような気が私はするんですけれども、これは私の意見です。

【篠田委員】

各学校にはその学校だけの成績を通知して、市内の学校の状況は通知しないということですか。

【指導課長】

各学校長にはお知らせしていますけれども、船橋の平均ですとかはお知らせしていますが、それについては公表しないということになっています。各学校には、その学校の成績と、市、県、国です。

【篠田委員】

例えば市内の中で、中学校が27ある、中学校27校のうち、自分の学校がどの科目ではどの程度ということは、校長先生は把握しているのですか。

【指導課長】

そうですね。市内で大体どこら辺かという大ざっぱなものはつかんでいます。

【委員長】

大ざっぱしかつかめない。そこまでやっていて、大ざっぱというのは、本当にフィードバックしないと思いますけれども、もうちょっと何かいい方法はないですかね。

【篠田委員】

競争の受験とかね。

【委員長】

受験でなくたって、そういうことは幾らでもあるし、客観的なデータを数字として教えることは決して悪いことではないと思いますけども。

【教育長】

今まで過去3回ですか、実施してきて、おおむね文部科学省を初め実施者側、教育委員会も含めて、非公開。それから、一般の市民、県民、国民の中には、委員長がおっしゃるように公開すべきという意見があった中で、情報公開条例に基づいて、審議会に諮問すると大体公開になります。ただ、そういった公開を求める声はまだ少数。少数だからというわけではないんですけども、そういういろいろな状況の中で、もう少し船橋としては様子を見るのも一つの手かなという感じもするんです。

【委員長】

点数競争とか、学校間競争とか、そう言われれば、悪いに決まっているように聞こえる言葉なんですけど、そういう言葉が何となく足かせになってしまって、このようなデータがうまく使えないというのが非常に歯がゆいような気がします。

【石坂委員】

ある研修会で、過去3年間の科目ごとの平均の統計をとっていらっしゃるという報告がありまして、3年前に県の平均を下回っていた学校だったんです。なので、それじゃあ頑張ろうということで、翌年にはちょっと上がり、その翌年にはまた結構上がるみたいな感じで、数字が悪いというよりも、数字を利用するみたいな形でやっている学校もありますので、それは子供たちのために、学力向上だけではなくて、生活面や、そういうことにもつながると思うので、うまく利用していくような発表をしていければ、やっぱり数字は体重と同じで、少しでも体重は減ったほうがうれしいんですけども、集計結果が少しでも上がる感じであればうれしいと思うので、うまく利用してほしいです。

【篠田委員】

ベスト10とか、ベスト4を公表するというだけでもいいと思うんです。下位のほうまで公表するとすると、公表された学校はやる気を失ったり良い結果は出ないと思う。ただ、上位の学校は努力したことを認めてあげることも大事だと思うし、それを目標として努力する糧にもなると思うので。

【中原委員】

基本は、公表された数字に対して、きちんと教育的な配慮なり、効果なりをもたらすような活用ができるかどうかというところで、そういう土壌がきちっと開発されることがまず基本で、そうすれば、委員長がおっしゃったように、よい方向で使いましょうというふうに公開しても、多分問題は起こらない。でも、逆にこれは学級経営でも同じだと思いますけれども、学級の風土とか、土壌自体が、振り回されるような状況のときに、いろいろな数値を開示すれば、それは多分マイナスの影響を大きくはらむことになるので、そういうところについてちゃんと検討して、出す方向というか、どう出せばいいのか、その前に何をやればいいのかということをしていってほしいという提案です。

【委員長】

そうすると、再来年度もあるのでしょうかから、今ぐらいからどういうふうにやったらいいかということを検討していただかないと、来年度は仕方ないかもしれませんが、早急に検討しないといけないと思います。

あとは、影を見ておびえるというか、こうやるとマスコミからたたかれちゃうだろうとか、最初から決めつけられない方がいいんじゃないかなと。やはり一般的な普通の人たちの常識で考えて、良いというふうな形をとってもらった方がいいのではないかなと私は思います。すみません、長々となつてしまって、これを言い出すと切りがない。よろしいですか。

続きまして、報告事項5について、お願いいたします。

【指導課長】

恐れ入ります、資料の59ページをごらんください。

2月の定例会でご報告させていただきました平成21年度の造形作品展、ここに示してありますように2月17日から22日まで、船橋市民ギャラリー「船橋スクエア21」の3階で行いました。今年度は、市内の小・中・特別支援学校全校から作品点数約3,700点を展示しまして、広くごらんいただきました。入場者数は7,725人、土曜・日曜につきましては、ふだんの日の約3倍からの方々にお集まりいただいて見ていただきました。感想について、5番のところにて年代ごとに、数は多くはありませんが、記入してございますので、ごらんいただければと思います。

それから、資料はございませんが、3月13日土曜日、例年ですと、文化ホールで行ってありました夢を育む虹のコンサート、今年は改修工事をホールで行っている関係で、船橋高校の第二体育館を使いまして、開きました。発表団体は14団体ございました。これは小学校、中学校、それから市船の吹奏楽部も加わっていただきまして、約3時間半ほど時間がかかりましたけれども、実は席を800席用意したのですが、それから不審者対策の一環として、黄色いリボンを入場者の方にはつけていただいて、800用意したリボンのほうは全然足らなくて、恐らく1,000人以上、入れかわり立ちかわり、席の関係でいろいろ融通していただきながら、会を進めることができました。一応報告させていただきます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項6について、社会教育課、報告をお願いいたします。

【社会教育課長】

それでは、報告事項(6)船橋市社会教育委員からの答申についてご説明いたします。

別冊資料の19ページから54ページでございます。

平成21年2月20日付で船橋市教育委員会は、船橋市社会教育委員に対しまして、船橋市におけるこれからの家庭教育支援の取り組みについての諮問を行いました。その結果、本日、船橋市社会教育委員から教育委員会に対しまして答申書をいただきましたので、ご報告いたします。

答申内容につきましては、お手元の資料のとおりでございますけれども、現在の家庭教育の現状と課題を踏まえた上で、家庭教育の情報提供であるとか、社会教育施設のあり方、学校・地域・家庭の連携という3つの視点から、今後、船橋市教育委員会が取り組んでほしい家庭教育事業の方向性について具体的に答申が出されているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

資料が多いので、またありましたら次回でもご意見を述べていただきたいと思います。

続きまして、報告事項7について、中央公民館、報告をお願いいたします。

【文化ホール・中央公民館長】

報告事項7の船橋市公民館運営審議会からの答申についてでございますけれども、別冊資料の55ページ以降をごらんいただければと思います。

平成20年度に社会教育法第29条に基づいて、55ページに載っております5カ所の基幹公民館が持っております公民館運営審議会に、それぞれの記載のとおり案件につきまして諮問いたしましたところでございます。57ページ以降に、答申がございましたので、答申内容につきましては、資料等がございますので、ご報告とさせていただきます。なお、この答申のご意見を十分尊重いたしまして、公民館運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

これも資料が多いので、もし何かありましたら、次回に述べていただいて。

【中原委員】

先ほど人事異動のところでも、新しく公民館長さんになられる方がかなりいらっしゃるという状況が出てきましたけれども、これから公民館が船橋の教育をどういうふうに支えていくかみたいなことについての伝達なり、教育なりが必要ではないかというふうに思うのですが、そのあたりはこの答申を受けて、どんなふうに展開される計画か教えてください。

【生涯学習部長】

社会教育委員、それから公民館運営審議会が5つあるわけですが、それぞれに諮問しました。今、説明がありました6つの答申が出たわけです。なかなか諮問、答申ということは、各委員会で今まで出てきていなかったのですが、それをそれぞれ現在一番大事だろうと思われる課題について諮問しましたので、出された答申を踏まえて、生涯学習部全体で取り組んでいくこととなります。今、委員さんは公民館とおっしゃいましたので、それぞれの公民館の館長に答申書が出されていますので、それを踏まえて、今回、人が入れかわったりしますけれども、その人たちにまたそれを伝えます。既に21年度の末で出されましたので、内容によっては、22年度の計画の中にこれが反映されているものもあります。これを随時現実のものにしていくのが我々の仕事ですので、できるだけこの答申に沿った形で進めたいと思います。

【委員長】

それでは、続きまして報告事項8について、東図書館、報告をお願いいたします。

【東図書館長】

報告事項8でございます。船橋市地域文庫運営費補助金交付規則を廃止する規則についてご報告いたします。

地域文庫運営費補助金交付事業とは、地域の児童に読書の機会を提供することにより、幼時とその母親に本を見る楽しさや読み聞かせなどの活動を行っている地域文庫に対しまして、船橋市地域文庫運営費補助金の規則に基づき、事業費の一部を助成する事業でございます。本規則は、地域文庫に対し補助金を交付することにより、文化、教養の向上に資することを目的とし、昭和54年6月29日に制定されたものでございます。当初、昭和54年度に制定されましたその年度におきましては、この補助金を4団体が交付を受けておりました。その後、年数がたつにつれまして、平成16年度におきましては、交付団体が1団体となって、現在に至っているものでございます。

このような状況の折でございますが、船橋市におきましては、平成20年10月に船橋市補助金

制度検討委員会が設置されました。この中で船橋市の補助金のあり方について検討が開始されたものでございます。そして、平成21年7月におきまして、検討委員会より補助金の交付に関する統一的な基準、補助金の交付先が特定されている補助事業の個別審査結果及び新たな補助金制度となる市民活動公募型支援事業の創設などの提案をまとめました報告書が示されたところでございます。

この報告書には、改善が必要となる補助金の交付先が特定されている補助事業が89事業ございまして、その中に当該補助事業となります船橋市地域文庫運営費補助金が含まれておりました。このため、当該補助金を所管します図書館と生涯学習部内におきまして、改善に向け、協議を重ねてきた結果でございますが、検討委員会の意見を受けまして、新しい補助金制度への移行を視野に入れまして、当該補助金を廃止する方向といたしました。

その後、平成21年12月には、船橋市補助金の見直し方針が策定されたところでございます。この見直し方針には、補助金交付基準の制定、これは既に平成21年12月18日付で施行されております。既存補助金制度の見直し、新しい補助金制度の創設、この補助金制度については22年2月1日から募集が開始されているところでございます。以上の点が織り込まれておりました。したがって、この見直し方針に基づきまして、新しい補助金制度となる船橋市市民活動公募型支援事業が創設されたことを受けまして、補助金制度の適正化を図ることから、船橋市地域文庫運営費補助金交付規則を廃止するものでございます。

なお、この規則を所管します船橋市例規審議会におきまして審議を受けまして、制定者である市長まで決裁をいただいているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項9について、生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

【生涯スポーツ課長】

平成22・23年度船橋市体育指導委員の委嘱状交付式につきまして、資料はございませんが、ご説明申し上げます。

平成22・23年度船橋市体育指導委員につきましては、各地区連会長から194名の方の推薦が上がっております。これら194名の方に委嘱状をお渡しいたします委嘱状の交付式を、4月3日土曜日午前10時から11階大会議室で行うことになっております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、報告事項10、その他で、何か報告したいことがある方がいらっしゃいましたら、ここで報告をお願いいたします。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、先ほど非公開と決しました議案の審議に入りますので、傍聴人は退席をお願いいたします。

(傍聴人退場)

【委員長】

それでは、議案第19号について、文化課、説明をお願いいたします。

議案第19号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

本日予定していました議案等の審議はすべて終了いたしました。
これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。